

タイトル	近世イングランド議会史研究の現在：Parliamentary History 誌 M・A・R・グレイヴズ特集号に寄せて
著者	仲丸，英起；NAKAMARU，Hideki
引用	北海学園大学人文論集(63)：79-120
発行日	2017-08-31

近世イングランド議会史研究の現在

— *Parliamentary History* 誌

M・A・R・グレイヴズ特集号に寄せて

仲 丸 英 起

1. はじめに — M・A・R・グレイヴズと議会史研究

Parliamentary History は、ブリテン各地域の議会史に特化した学術専門誌である。1982年の創刊以来、30年以上にわたって重要な研究成果を発信し続けている同誌は、ブリテン政治史における代表的な雑誌としての地位を確立している。

この *Parliamentary History* は1994年以降年間3号体制となっており、各年度の第1号が特集号とされ、単行本として出版される場合が多い。2015年度に刊行された第34巻第1号は、『テューダー朝期・ステュアート朝期議会を運営する — マイケル・グレイヴズ記念小論集』と題され、1980年代以降のエリザベス期議会史研究の泰斗であり、2009年10月にこの世を去ったグレイヴズの追悼の意味も込めて、後進の研究者たちが寄稿した論文集となっている¹。

イングランド（18世紀以降はブリテン）では、少なくとも17世紀以降、常に議会が政治の中心に位置してきた。そのため、19世紀後半に学問としての歴史学が成立した当初から、政治史は議会を軸として叙述されてきたといっても過言ではない。それは、その当時の議会制民主主義を国制の最高到達点と捉える、過去から現在へと向かう直線的な歴史観の表明であった。しかし、1970年代半ば以降になると、現代における政治・社会の変容と研究手法の精緻化に伴い、それまでの発展段階的な議会史像に対する批判が強まっていった。彼らいわゆる「修正主義者（revisionist）」と呼ばれ

た歴史家たちは、緻密な史料読解にもとづいて、それ以前の単純な歴史観の打破を試みた。近世議会史研究におけるその代表的人物こそが、グレイヴズであり、G・R・エルトンだったのである²。

まず、C・R・カイルによる本特集号の「序言」(‘Foreword’)にもとづき、グレイヴズの経歴と業績を簡単に紹介しておこう。マイケル・アーサー・ロイ・グレイヴズ(Michael Arthur Roy Graves)は、1933年にロンドン南部のバラムに生まれた。1960年にケンブリッジ大学を卒業後、民間の家庭教師会社に勤務しながら、ロンドン大学大学院に入学し、テューダー朝史家S・T・ビンДФに師事した。その時点で既に結婚して4人の子をもうけていたグレイヴズは、家族を養うために海外に職を求めることになり、1962年にニュージーランドのオタゴ大学に専任講師として赴任する。1966年にオークランド大学に移籍後、定年まで同大学で教育・研究に勤しんだ³。1974年には、最初の勤務先であったオタゴ大学に博士論文を提出し、受理されている。退職後は、脳卒中を発症したために身体が利かなくなりながらも、晩年まで精力的に研究を続けた。

グレイヴズが博士課程在籍中に勤しんでいた研究テーマは、ミッド・テューダー期における貴族院であった。そのテーマ選択自体が、A・F・ボラードやJ・E・ニールらによって形成されてきた、国制史の叙述において下院の発展を重要視する、いわゆるホイッグ史観を修正しようという意思の表れであったといえる⁴。博士論文を元に出版された最初の単著においてグレイヴズは、少なくともメアリ期まで、下院に対して貴族院が相対的に優越した立場にあったことを明らかにしたのである⁵。初期ステュアート朝期を扱ったE・R・フォスターの業績が同時期に出版されたこともあり、近世議会史研究において従来軽視されてきた貴族院の重要性に注目が集まるようになった⁶。

1980年代に入ると、グレイヴズは研究対象をエリザベス期の議会に移してゆく。ここでも批判の対象となったのは、ニールの有名な学説であった。すなわちニールによれば、下院で主導権を握ったピューリタン党派が王権の政策に対する強硬な反対派を形成するようになり、こうした状況が不可

避的に 1640 年代の内乱を招く結果となったのである。そして、この「ピューリタン・クワイア (Puritan Choir)」を率いていたとされたのが、トマス・ノートン (Thomas Norton) という人物であった。このノートンに「急進的」ピューリタンというレッテルを貼ったニールに対し、グレイヴズは丹念に史料を読み解き直し、全く異なる性格を付与していった。グレイヴズによれば、ノートンはバーリ男爵ウィリアム・セシル (William Cecil, 1st Baron Burghley) から枢密顧問官の代理として、下院の議事運営を円滑に進めたり政府が提出した法案の審議を推進したりする働きをしていた、「議会実務家 (parliamentary men-of-business)」だったのである。枢密顧問官と「議会実務家」はいわゆるパトロン・クライアント関係にあったが、後者は前者の指示に唯々諾々と従っていたわけではなく、ある程度の自律性も発揮しながら、様々な問題に対処していた⁷。この「議会実務家」概念は、それまでの王権との対抗関係の中において捉えられてきた下院の議事運営についての解釈を一変させることになり、グレイヴズは一躍その声価を高めたのである⁸。

さらにグレイヴズは初学者向けのテキストの執筆にも熱心であり、1984 年には中学校教員と共著でテューダー・ステュアート朝期の概説書を著している⁹。また専門領域である近世議会史においても、自身の研究成果をアカデミズムの外部向けに平易な文章で発信し続けた¹⁰。とりわけ、『テューダー朝議会——王権・貴族院・下院 1485-1603 年』は、このテーマに関する格好の入門書であるのみならず、修正主義の成果を知る上で現在でも依然として不可欠な文献であり続けている¹¹。さらに 1990 年代に入ってから、ウィリアム・セシルとヘンリ 8 世という二人の人物に焦点を当てた研究を発表すると同時に、ヨーロッパにおける代議制機関の比較研究にまで視野を広げていった¹²。

このようにグレイヴズは、1970 年代以降の近世イングランド史、とくに議会史研究において大きな足跡を残した。ニールらの単純な発展段階史観を打破するという功績を挙げた点において、グレイヴズとエルトンが 20 世紀後半を代表する近世史家であったことは間違いない。しかし修正主義

は、伝統的な歴史観を代替し、各領域を横断して普遍的に適用しうるような「大きな物語」を生み出すことはできなかった。その後、1980年代後半以降になると、彼ら修正主義者を批判的に乗り越えてゆこうとする、「ポスト修正主義者」(post-revisionist)と呼ばれる新たな世代から挑戦を受けることになった。

ポスト修正主義の潮流の中で登場してきた複数の新たな視座は、これまでのグレイヴズの業績を意識して編纂された本特集号の各論稿においても随所に見出せるはずであり、翻って考えれば、これらの検討を通じて16世紀から17世紀前半に関する議会史研究の現在の状況を多少なりとも把握しうるであろう。そこで以下本稿では、この特集号の各論稿の内容を紹介するとともに、そこで展開されている議論をこれまでの研究史に位置づけることで、現状のイングランド議会史研究における動向の一端を整理してみたい。

2. 本特集号の内容

本特集号は、前述したカイルの「序言」の後に、同じくカイルによる「はじめに」がおかれ、これに続いて9本の論考が掲載されている。全体の目次は以下の通りである。

C・R・カイル「序言」(C. R. Kyle, 'Foreword', pp. 1-7.)

C・R・カイル「はじめに」(C.R. Kyle, 'Introduction', pp. 8-13.)

P・R・キャヴィル「反聖職者主義と初期テューダー朝議会」(P.R. Cavill, 'Anticlericalism and the Early Tudor Parliament', pp. 14-29.)

D・ディーン「『エリザベスの解決』を映画化する——シェーカル・カプールと1559年議会」(D. Dean, 'Staging the Settlement: Shekhar Kapur and the Parliament of 1559', pp. 30-44.)

N・ジョーンズ「バーリ男爵ウィリアム・セシルと実務家との協同」(N. Jones, 'William Cecil, Lord Burghley, and Managing with the Men-of-

- Business', pp. 45-61.)
- G・パリ－「対外政策と1576年議会」(G. Parry, 'Foreign Policy and the Parliament of 1576', pp. 62-89.)
- P・E・J・ハマー「エセックス伯爵とエリザベス期議会」(P. E. J. Hammer, 'The Earl of Essex and Elizabethan Parliaments', pp. 90-110.)
- P・M・ハニボール「議会特権の拡大 1604-28年」(P. M. Hunneyball, 'The Development of Parliamentary Privilege, 1604-28', pp. 111-128.)
- C・R・カイル「言い争う法律家——国王布告と1621年イングランド議会の運営」(C. R. Kyle, 'Wrangling Lawyers: Proclamations and the Management of the English Parliament of 1621', pp. 129-141.)
- L・A・フェレル「1620年代における説教とイングランド議会」(L. A. Ferrell, 'Preaching and English Parliaments in the 1620s', pp. 142-154.)
- J・ピーシー「国家の街頭劇——議会開会式 1603-1660年」(J. Peacey, 'The Street Theatre of State: The Ceremonial Opening of Parliament, 1603-60', pp. 155-172.)
- 索引 (Index, pp. 173-179.)

それでは、順に各論文の概要を見てゆこう¹³。

第1論文 P・R・キャヴィル「反聖職者主義と初期テューダー朝議会」

この論稿において、著者は近世イングランド宗教改革史研究における代表的な修正主義者であるC・ヘイグの学説に挑戦している。1983年に発表した論文において、ヘイグは宗教改革に対するそれまでの通説を批判し、反聖職者主義に関するこれまでの議論は史料批判が不十分であり、少なくとも宗教改革以前には反聖職者主義という概念は存在せず、それは宗教改革の結果ではあっても原因ではないと結論づけた¹⁴。これに対して、その後の論者たちは反聖職者主義の復権を図っており、著者も反聖職者主義は宗教改革の原因でも結果でもなく、これを促進したに過ぎないという前提に立って議論を進めてゆく。

ヘイグは、反聖職者主義に起因する立法が行われたとする議論に対して、二つの側面から批判を行っている。第一に宗教改革議会が「政治的」であったという点であり、第二に宗教改革議会が偶発的で、時宜的で、大半の人々の利害を代表してはいなかったという点である。これに対して著者は、初期テューダー朝議会に関する史料がごくわずかしが残存していないという状況を認めた上で、そこから読み取りうる事実をヘイグのように最小限に解釈するのではなく、最大限に解釈することで、議会が断続的にしか開催されないことから生じる研究上の困難を克服しようとする。

ヘイグは、1515年の議会が教会と国家間の関係を扱っているのに対し、1523年の議会はこうした問題を全く扱っていないとして、両者が対照的であったとしている。1515年の議会でスコットランドとの戦争について真剣な討議が行われ、二回分の特別税(subsidy)の徴収が認められているのは間違いはない。だが1523年においても、課税は最重要議題であった。ヘイグは、史料の欠如を考慮に入れておらず、1515年との対照性を強調しすぎているのである。同様の指摘は、1529年におけるいわゆる宗教改革議会の第1会期とそれ以前の議会との比較についても可能であり、同会期で行われた反聖職者主義的な議論と同様の問題が、それ以前の会期にも存在したのは明らかである。したがって、反聖職者主義は連続していないとするヘイグの主張を証明することはできないのである。

たしかに、初期テューダー朝議会では議論されず、1529年以降の議会で大きく取りあげられた問題も存在した。それは、教会財産の没収と再配分である。ヘイグは、14世紀のジョン・ウィクリフ(John Wycliffe)の時代から、16世紀初頭のトマス・ウルジ(Thomas Wolsey)の時代まで、教会財産の没収が喧伝されたことはなかったと主張している。しかし実際には、この期間においても教会から財産を没収すべきという声は挙がっていた。この問題に関して最も有名なのは、もちろん小修道院の解散が決定された1536年議会であるが、R・ホイルは、教会財産の没収についての請願が1529年議会に既に提出されていたことを突き止めている。そしてこの請願の前文は、1410年のロラード派の請願の写しだったのである¹⁵。この

ように、教会財産を没収してより公益性のある用途に転用すべきであるという主張が15世紀から存在したこと自体は、疑いえないのである。

養老院（hospital）や救貧院（almshouse）に関しては、教会財産の没収以上に確実な証拠を提示することが可能である。14世紀から15世紀にかけて、こうした施設で得られた収入は、貧者や病者のための備蓄に回される以上に、聖職者の俸給により多く割り当てられるようになっていった。この問題に関しては、1395年と1410年にロラード派が請願を行い、1414年には下院で請願が可決されている。そしてそのほぼ100年後の1512年に、同様の問題についての請願が議会で取りあげられているのである。この事実は、教会の行政能力に対する信頼が損なわれ、俗人支配が強化されてゆく傾向の一端を示している。

この請願は聖職者による教会法立法権の独立と衝突し、聖職貴族の反対によって聖職者会議（Convocation）で改革されるべきとされたが、聖職者会議は結局何の行動も起こさなかった。このような聖職者側の反発は、国制上の問題を引き起こすことになる。そのため初期テューダー朝議会における反聖職者主義は、聖職者会議との関係を考慮に入れて評価する必要がある。議会と聖職者会議は、課税や司法権の問題をめぐる相互に影響を与えていた。既に宗教改革以前から、こうした問題をめぐって互いを牽制する言説が見受けられるのである。

最後に著者は、宗教改革議会、特にその初期の会期が、前例のない性質を有していたとこれまで論じられてきた理由を二つ挙げている。第1に、同時代人が党派的な影響を誇張していたこと、第2に、明白な断絶が見出されたのは、少なくとも部分的には、断片的な史料を明らかに歪曲して解釈した結果であったということである。王国全土の代表者集会である議会が、重要な目的を追求する場であるのは当然であった。そのために、議会において聖職者の欠点が批判され、立法による解決が推進されたのである。議会が聖職者の非妥協的態度に直面した時、改革への努力はますます重要なものとなっていった。したがって、宗教上の特権、教会の司法権、聖職者の特権濫用などに対する疑問は、初期テューダー朝議会においても、頻

繁に議論されていたのである。

第2論文 D・ディーン『『エリザベスの解決』を映画化する——シェーカル・カプールと1559年議会』

論題からも分かるとおり、著者は本論稿でシェーカル・カプール監督の映画「エリザベス」(1998年公開)を取りあげ、映画というメディアで歴史を題材として取りあげる際の欠点と効用の双方について論じている。

同作品の舞台となっているのは、国王至上法と礼拝統一法によりエリザベスが宗教改革開始以降の宗教問題の解決を図った1559年の議会である。この議会開催中のイースター休み前後の状況は、歴史家の間で常に議論の対象となってきた。ニールによれば、エリザベスは当初これら宗教に関する一連の法案を通過させる気がなかったが、イースター休み直前ないしその最中に、組織されたプロテスタントのロビー活動により心境を変化させたのであった¹⁶。しかしこうした見解は、1980年代以降修正主義の挑戦を受けることになる。W・S・ハドソンはエリザベスが即位当初からプロテスタント的な信仰の統一に積極的であったと主張し、N・ジョーンズもエリザベスが心変わりした事実を示す証拠はほとんど存在せず、当初から強い決意をもって自分の目的を果たそうとしていた、と主張したのである¹⁷。

こうした意見の不一致が生じた主な要因は、この「エリザベスの解決(Elizabethan Settlement)」における女王の役割、女王に対して他者が行使しえた影響の度合い、議事運営の複雑さに求められる。イースター休み期間中における重要な出来事の一つは、正反対の意見を有する陣営間で行われた宗教討論会であった。3月31日にウェストミンスター寺院で開かれたこの討論会には、プロテスタントとカトリックそれぞれを支持する9名ずつの聖職者が出席した。しかし、4月3日にカトリック側がそれ以上の議論の継続を拒否したため討論会は突然終了し、その内2名は政府により収監された。その背後では、ウィリアム・セシルが暗躍していたのである。著者は、このような1559年の議会開会中の事件の推移は映画向けの要素を完璧に備えており、カプール監督がエリザベス期の最も重要なエピソード

ドの一つとしてこれを捉えたのは当然であるとする。

その上で、歴史的な正確さという評価基準で映画の妥当性や価値を決定しようとする大多数の歴史家の立場に立てば、「エリザベス」においても時間の圧縮、事実の省略、改変、創作など数多くの「罪」を指摘できるという。すなわち、時間軸はかなり圧縮されており、カトリックとプロテスタントの対立が当初から深刻であったことにされ、後の第1代レスタ伯爵ロバート・ダドリ（Robert Dudley, later 1st Earl of Leicester）とエリザベスのロマンスを妨害するようなエイミー・ロブサート（Amy Robsart）の死といった出来事は省略され、スコットランドの侵攻が「エリザベスの解決」前であったことにされるなど事件は改変され、ウィリアム・セシルがフランシス・ウォルシンガム（Francis Walsingham）より低位の顧問官のように描かれる、などといった事実の無視や歪曲などが存在するのである。

当然、著者は議会の場面においても数多くの誤りを発見している。最も目立つのは、このシークエンスにおいて激しく敵対しているウォルシンガムとステイーヴン・ガードナ（Stephen Gardiner）が、実際の「エリザベスの解決」の場面には居合わせていなかったという事実である。また、第4代ノーフォーク公爵トマス・ハワード（Thomas Howard, 4th Duke of Norfolk）と第3代サセックス伯爵トマス・ラドクリフ（Thomas Radcliffe, 3rd Earl of Sussex）は最初からカトリックの重要人物であったかのように描かれているが、前者が陰謀を企てたとされるのは1560年代後半であり、後者は終生エリザベスに忠実であった。こうした時系列の入れ替えや登場人物の混沌とした性格付けは、宗教的な紛争によってイングランドが分裂している状況を観客に理解させようという映画制作者の衝動から説明されるものであり、その世界では宗教的な差異は明確で、忠誠の対象も固定されていなければならないのである。

こうした世界を表現するために、明白で効果的な映像表現も用いられている。例えば、エリザベスが光の中で入浴し、白いガウンを着用するのに対し、ノーフォークは黒い服を着用するなど、明と暗がはっきりと表現されている。だがこうした光と影の対比によってエリザベスとその敵対者を

示唆するという演出のために、議員の服装や調度品などにも数多くの錯誤が生じてしまっている。そして議場の場面では、近景・中景・遠景の画面が使い分けられながら、エリザベスの演説とその後の主教たちとの会話が描かれているが、こうした演説や会話の大部分は創作である。その後、「エリザベスの解決」は貴族院での投票ではなく、議会最終日の女王の面前でのニコラス・ベイコン (Nicholas Bacon) による演説で提示されることになるが、それはウォルシンガムとガードナの最後の対決の場でもある。これは映画的には華々しい見せ場であるが、もちろん歴史的には不正確である。そもそも両者が面と向かって対峙した事実は存在しないばかりか、原則的に議会での議論に女王は出席しないため、その場に女王が参加していなかったのも確実である。

しかし著者は、以上のような数多くの欠点があるにもかかわらず、この映画と歴史的事実との間にある数多くの相似点を指摘する。それらは、少なくともニールの見解を修正しようとする歴史家であれば、同意できるものである。すなわち、女王には宗教問題決着の方向性について初めから確信があり、ピューリタンの少数派による説得は必要なかった。また女王は主要な枢密顧問官から独立した行動を取っており、支配権を確実に握っていた。二人の熱心なカトリックの司教が収監され、別の二人が出席しないよう脅迫されていたのも間違いない。「エリザベスの解決」に関して歴史家の分析の中心となってきた、至上権、信仰の統一、婚姻という相互に関係する3点の問題も、全て魅力的に提示されている。このようにこの映画は、議会における議論のダイナミズムと議会の劇場性を表現することに成功しており、確かに全面的にはではないにしても、部分的には正当で説得的な歴史的叙述を構築しているといえるのである。

第3論文 N・ジョーンズ「バーリ男爵ウィリアム・セシルと実務家との協同」

著者は本論文で、グレイヴズの「議会実務家」による議事運営というテーマを国家統治の領域にまで拡大し、バーリ男爵ウィリアム・セシルが、い

かにして為政者階層と協同していたかを論じている。

近年のP・コリンソン、S・ヒンドル、M・ブラディック、J・ウォルターらの研究は、地域固有の問題を解決する手段として国家機構を利用していた、半ば独立した地方の為政者や民衆が果たした役割を強調している¹⁸。これを踏まえて著者は、エリザベスおよびバーリと、こうした権力の網の目の中にある人々との連携のあり方が問題であると指摘する。

ノルマン・コンクエスト以降、イングランド全土は建前上国王の所領であり、その土地を貸与された見返りとして為政者階層が行った奉仕によって、彼らと王権との間の強固な関係、また為政者相互間の関係が生み出されることになった。こうした関係を理解する上で、彼らによって共有されていた地位や義務の概念は重要であり、エリザベス期においても、制度としては明示されない地位・個人的関係・信頼・名誉・専門的技術などに対して権威が付与される、非公式的な世界で統治が行われていた。そのため、公式のネットワークと非公式のネットワークの重層性の中で統治が行われていたこと、私的な紐帯を利用して政治的統率が図られていたことを認識する必要があるのである。

こうした非公式性がどのように機能していたかを示す格好の事例として、著者はウィリアム・セシルを取りあげる。セシルは「現在の危機に瀕した国家について必要な考慮（‘A necessary consideration of the perillous state of this tyme’）」と名付けられた文書の中で、女王は全てのジェントルマンが義務を果たすよう要求し、自発的貢献を行うよう要求することができると主張している¹⁹。実際、統治のレトリックは常に信頼と友情を喚起するものであった。これは、人文主義的価値観の強いテューダー朝の政治文化に特有のものである。

エリザベス期の人々は、神が創造した各個人の地位と、その人物が有している実際の政治的・社会的価値が調和するという前提に立って、統治を理解していた。これこそ、セシルが歴史の一形態としての血統にこだわっていた一つの理由である。国家理性という観点からではなく、統治する権利を有する人々という観点から統治を考えることは、生まれながらにして

その運営に当たる人々から国家を分離しえないことを意味した。それは神がどのようにこの世界を創造し、その中で人々の地位をどのように配置したかを理解することに他ならなかった。

エリザベス期の枢密院も、地方統治の中心を担う治安判事をイデオロギーにもとづいて区分しようとはしていた。だがほとんどの場合、生まれや地位と権威とを一致させる必要性の方が優先された。地方においては、名誉という抽象的な概念が、そのまま具体的な権力や責任へと転じたのである。そのため、王権が発布した大多数の治安判事任命書は、名声と紐帯に慎重に配慮して作成されている。全ての治安判事任命書にバーリの名は登場するが、それはバーリ自身ではなく彼と関係を有する人々にとっての名誉のためであり、また彼が地方統治に介入しうる余地を残しておくためであった。結局、為政者階層が女王に奉仕し自分たちの価値を証明できたのも、さらに王権が地方に伸張できたのも、彼らが地方で権力を保持していたからに他ならなかった。したがって、特定地域における影響力の維持と拡大を枢密顧問官は重要視しており、バーリも各地方の官職を保有していたのである。

高位から低位までの人々との接触を通じて、非公式な手法にもとづく統治についての知見は伝達されていった。バーリはこの点を十分理解していたので、為政者階層の所在と彼らの関係を丹念に追跡し把握していた。さらにこうした関係は、バーリ自身のネットワークによっても増加していった。それはパトロン・クライアント関係から、婚姻関係、友人関係や仕事上の関係など、様々な人的紐帯に及んでいた。

上記のような検討を通じて著者は、エリザベスとバーリによって運営されていた政府は、より公的なものに次第に変化しつつある、末期の封建制的、慣習法的システムとして表現するのが最も適切であると主張する。政府は、君主に依存することで権力や影響力を保持している家系が各々の地域を監督すべきであり、またそれは実行可能であると考えていた。事実、地方の有力者である彼ら実務家たちは、王権とともに治安を維持し国家を防衛するために活動していた。一方で、こうした権力の地方化は王権の足

かせともなっていた。というのも、エリザベスと枢密顧問官たちは、常に彼らを動機付け、懐柔し、彼らに報いなければならなかったからである。そして強権の発動が制限されているこのようなシステムにおいては、非公式のネットワークを通じて影響力を行使することこそが、バーリのような人物にとって成功の鍵であった。敬意、名誉、パトロネジ、親族関係、専門的知識などを利用して、王権の影響力を維持し拡大する必要があったのである。こうしてバーリと実務家たちは、半官僚制的で半封建的君主制を運営していたのであり、それはP・コリンソンが提唱するように、「君主のいる共和国」という形態を取ったのであった。

第4論文 G・パリー「対外政策と1576年議会」

本論文における著者の目的は、これまで顧みられてこなかった外交関連の史料を用いて、1576年議会を再検討することである。グレイヴズやエルトン¹⁹は、王権に対する議会の協力的な姿勢を強調し、両者間にイデオロギー上の対立を認めるのに消極的であった。しかし著者によれば、実際には外交に関する基本方針をめぐって政治的対立が見られたという。

エリザベスと枢密院が外交問題を議会で審議しようと計画したのは、ネーデルラントが反乱を起こしているという状況で、ホラント（Holland）とジールント（Zeeland）の主権獲得が、イングランドの経済的・戦略的・宗教的利益の最大限の確保につながるのか、枢密院も宮廷も判断できなかったためであった²⁰。エリザベスは伝統的なイングランド・ブルゴーニュ関係を基軸とする旧来の状態への復帰を望んでいたが、フェリペ2世の強圧的なカトリック政策により、それは徐々に現実的ではなりつつあった。他方でレスタ伯爵を中心とする主要な枢密顧問官たちの一部は、カトリック勢力に対抗するためにプロテスタント諸派の国際的な連帯を保持しようとしていた。しかし、公然とネーデルラントを保護し一部地域の主権を獲得することは、スペインとの戦争を誘発するのみならず、フランスの介入を招く可能性がある。こうしたイデオロギー上の懸隔のために、政府全体としての意見集約が図れず、その中心にいたバーリは板挟みとなって

しまったのである。

しかし、議会の招集が決定された時点で主導権を握っていたのはレスタらの軍事介入派であり、バーリもしぶしぶ彼らの主張を認めていた。そのため、枢密院は王位の正統性以上に宗教的連帯に訴えることによって、自分たちの外交政策に対する議会の支持を獲得しようとしたのである。だが、スペインのネーデルラント総督レケセンス（Lluís de Requesens）の特使であった、シャンパニー男爵（Frederick Perrenot, baron de Champagny）がイングランドへ来着したことで、事態は変化し始める。シャンパニーは、エリザベスの立場と枢密院内部のプロテスタントの枢密顧問官たちとの間に意見の相違が存在し、さらにバーリがプロテスタントとしての自身の理想と国家の経済的・外交戦略的な現実とのあいだで葛藤していることを見抜き、これを利用し始めたのである。シャンパニーは、クリストファー・ハットン（Christopher Hatton）やジェイムズ・クロフト（James Croft）といった有力者に働きかけ、両者の立場にくさびを打ち込んでいった。

そしてこうした工作が功を奏し、遅まきながらこの計画を放棄した時、枢密院は自分たちが親プロテスタント・親ネーデルラント派の人々の間に高めてしまった期待の強さに直面することになった。ネーデルラントの使節とこれに同調するイングランド側の宮廷人たちは、出版物を通じて民衆や議員たちを説得しようとしていたのである。これらに触発されたトマス・ノートンやトマス・スコット（Thomas Scott）など熱心なプロテスタント下院議員の一部は、ホラントとジールントの主権の受入可否といった重要事項については、王国の大会議（the great council of the realm）である議会に諮問されるべきである、と信じるようになっていた。したがって、明確な反カトリック・反スペイン的な取り決めからバーリが途中で手を引いたことは、「パブリック・スフィア（public sphere）」²¹においてプロテスタントに好意的な世論の大半を失望させ、バーリとエリザベスは激しく非難されることになったのである。

そして著者は、1576年の議会が、「君主のいる共和国」という概念をさら

に拡大して適用しうる可能性を示している、と指摘する²²。著者によれば、本論文で検証されたマニスクリプトや出版物は、どのような言説の枠組みの中で議会が運営されていたかの試金石となっているという。すなわち、こうした言説空間においては、自意識の強いプロテスタントによる公論が形成され、イングランド、ないしヨーロッパのその後の長期的展望に関するイデオロギー上の議論すら、議会の内外で行われることが望まれていた。その一方でこうした人々は、短期的かつ懐古的ですからあるエリザベスのものの見方と、自分たちの主張とが相容れない、という状況に薄々気付いてもいたのである。いずれにしても、この問題が急進のプロテスタント主義と、その危険な対外政策に対する保守的な人々からの反応を引き起こしたのは事実である。エリザベス期最後の10年間で「党派（faction）」に対する批判が急増していった理由を説明するためには、政策の立案とその遂行という明らかに対蹠的な両者の関係について、吟味する必要があるのである。

第5論文 P・E・J・ハマー「エセックス伯爵とエリザベス期議会」

第2代エセックス伯爵ロバート・デヴルー（Robert Devereux, 2nd Earl of Essex）は、下院議員の選出に積極的に干渉した貴族の典型として、これまで引き合いに出される場合が多かった。これはニールによって提起された議論であり、エセックスは16世紀の下院議員選挙において最も節操なく影響力を拡大させた人物であったとされたのである。それは、エセックスの若さゆえの軽率さが、1590年代においてエリザベス期イングランドの全体的な政治的均衡を崩壊させた、という見解を反映した議論であった。しかし1970年代に入ると、修正主義の潮流の中でこうしたエセックス像も再解釈されてゆく。エセックスは、戦争や王位継承問題をめぐる長期間の政治闘争に敗れた結果反逆罪で処刑された、真面目で明確な政治的意識を持った、きわめて人気の高い貴族の指導者であったと認識されるようになってきている²³。他方で、エセックスと議会との関係については、依然としてニールによる研究もしくはその影響を色濃く受けた研究しか現れて

いない。したがって著者は、エセックスと議会との関係を再検討し、権力欲によって突き動かされた議会のパトロンとしてのエセックス像に挑戦することを目指している。

P・W・ハスラーは、ニールの見解に従って、エセックスが議会のパトロネジに取り憑かれた同時代で唯一の人物なのは明らかであるとしている²⁴。だがこれは拡大解釈であって、ニールとハスラーはエリザベス期イングランドにおけるパトロネジの性質を誤解しているのである。両者は、エセックス自身が選択した候補者を出来る限り多くの選挙区に押しつけようとしていたことを暗黙の前提としている。しかし実際には、議席を求める者たちからの要求に応えようとした結果として、エセックスは自身の紐帯を最大限利用せざるをえなくなったに過ぎないのである。またエセックスは議会とは直接関連のない地方官職をも保持しており、特に軍事目的のために活用できる官職には強い関心を示していた。そして、こうした官職は彼との紐帯を強化しようとする地方有力者から提供されていたのである。したがって、ニール派の明快で単純な叙述以上に、パトロネジの行使ははるかに複雑で、時として偶然性の強いものであった。

エセックスは1584年の議会から議員選出への介入を開始し、その影響力を徐々に強めていった。ニールは、1597年にエセックスが議員の指名をさらに積極的に行おうとしたので、ロバート・セシル(Robert Cecil, later 1st Earl of Exeter and 2nd Baron Burghley)はこれに対抗せざるをえなくなり、こうして生じた派閥抗争がイングランド政治と政治文化に強い影響を与えたとしている。しかし、この分析には大きな問題がある。そもそも、議会におけるエセックスのパトロネジが最大となったのは1593年であり、1597年ではなかった。1597年後半に議会が招集されたとき、エセックスはスペインへの軍事遠征の準備に没頭していた。たしかに彼は同年中に議会が開催されることを見越して、態勢を整え始めてはいた。しかし、10月に議会が招集されたときはまさしく遠征の真っ最中であり、議員指名についての実務は秘書であったエドワード・レイノルズ(Edward Reynolds)に委任せざるをえなかった。結果的に、エセックスの影響力で選出された

議員の多くはレイノルズの友人たちであり、軍人として彼と直接的な結び付きのあった1593年の議員たちほど、結束した行動は取れなかったのである。また宮廷内の派閥争いの余波でエセックス自身も11月と12月は貴族院への出席を忌避したため、その議会内での影響力は1593年と比べて明らかに限定されたものになった。したがって、セシルが議会パトロネジを増加させたのも、エセックス派への対抗というよりは、戦費に充てる税の徴収に賛同する下院議員を一定数確保するためであったと考えられるのである。

その後、1599年9月に遠征先のアイルランドから無断で帰国してエリザベスの寵愛を失ったエセックスは、宮廷内での地位を回復できないまま、最終的には1601年2月8日に自身の派閥の仲間とともに蜂起し、謀反と反逆の罪で処刑されることになる。しかし著者によれば、彼はクーデタを企てたわけではなかった。エセックス支持者に対する尋問から判明するのは、この計画の中で議会が重要視されていたということである。彼らは、貴族による女王への請願が行われ、自分たちの敵対者たちが逮捕された後で、議会が招集されるという希望的観測を明らかに有していた。エセックスは、自分の秘書が著した「キリスト教国家（‘The State of Christendom’）」という論文にもとづき、自分の行為は間違いなく適切であると認識していたと思われる。同論文によれば、国王が統治を誤った場合、問題の解決は議会によって図られるべきである。もし君主が議会を招集しなかった場合、貴族は君主に議会を招集させるべきである。さらに貴族が団結して行動することができない場合、一部の勇敢な同盟者が謙虚な請願者となって、君主に悪弊を取り除くよう進言すべきなのである。そしてまさにこれこそが、1601年2月におけるエセックス派の計画であった。それでも君主が頑なに抵抗する場合は暴力による実力行使も想定されていたが、それはこの時点でのエセックスの意図とは全く乖離したものであった。

本論文の末尾では、失敗に終わったこの計画と、1640年の政治動向との連関に注意が向けられている。同年9月に、12名の貴族が議会の招集を求める請願をチャールズ1世に対して行っているが、この貴族たちの過半数

はエセックスと直接的な関係を有していた人々であり、死後における彼の高い名声に親しんでいた。したがって、少なくとも12人のうちの一部は、相当数の貴族が国王の決定した政策と人事を覆そうとした最後の事件であったエセックス派の行動を、強く意識していた可能性が高いのである。

第6論文 P・M・ハニボール「議会特権の拡大 1604-28年」

著者は、グレイヴズが1970年代後半に取りあげて以降、研究者がほとんど注目してこなかった議会特権 (parliamentary privilege) に関して史料の再検討を行い、初期ステュアート朝期の7議会に出席した議員たちの間で、特権が国制のおよび政治的にどのように理解され行使されていたのかを探索している²⁵。

17世紀初頭において、議会特権という語は、議会活動のほぼ全ての側面を包摂するような、様々な文脈においてかなり自由に用いられていた。すなわち、国制上の危機に対してだけでなく、個々の議員の威信の擁護、議事手続上の礼節の遵守に対しても、特権の語が持ち出された。同様に、貴族院と下院の司法上の管轄も、慣例的に特権の語で定義されていた。両者は互いの特権を尊重することで、権限をめぐる争いを最小限に留めていたのである。もっとも、繰り返し主張されていたのは国制上の生来の権利の保護であったにもかかわらず、実際には両院とも特権の範囲を拡大させていった。その巧妙で対照的な方法は、議会特権に対する見解およびその活用の方角性における両院の差異を明らかにしている。

遅くとも14世紀までは、特権は議会ではなく王権に属するものと理解されていた。時代が進むにつれこの状況は逆転し、17世紀までに特権は両院の議員に個人的に与えられるものとみなされるようになった。またその適用範囲も拡大してゆき、議員とそのサーヴァントは、原則として訴追、逮捕、収監を免除されることになった。エリザベス期には、下院に特権委員会 (committee for privileges) が設置され、1604年以降、この委員会は同院内で最も威信のある組織となった。一方で、貴族院に同様の委員会が設置されたのは1621年であった。下院とは異なり、貴族院の委員会は貴

族が有する特権の一つとして議会特権を捉え、貴族の地位を広く擁護しようとする傾向にあった。

しかし、1604年から1629年までの期間を、議会特権が直線的に発展してゆく過程とみなすことはできない。下院は貴族院に比べ特権を主張することに消極的であり、また貴族は主としてサーヴァントの問題に、下院議員は自分たちに対する訴追により強い関心を有していたという差異が見られる。さらに貴族院においては、同期間に特権の適用が要求された事例数と種類が増加しており、貴族院がそれ以前の20年間を上回る頻度で特権を行使するようになっていったのは間違いない。

貴族院では、1620年代までに各貴族のサーヴァントも全員特権を有するとみなされるようになり、彼らは個人として保護されることになった。また、1614年以降は、実際に貴族が議場に出席していなくても、委任状が提出されていれば、そのサーヴァントに特権が適用されることになった。さらに特権が適用される期間も、議会招集時から解散後20日まで、さらに休会期間中も含まれるように延長された。

このように貴族院が特権の活用とその範囲を着実に拡大させていった一方で、下院側の動きはそれほど定向進化的とはいえなかった。同期間において特権の適用が要求された事例数は、会期毎にかなり変動している。この現象を説明するのは困難であるが、少なくとも選挙毎に議員が相当数入れ替わるという事情をその理由の一部として挙げることはできる。もちろん、サーヴァントの定義は緩和され、特権が適用される期間も拡大されるなど、貴族院と同様の事象は下院においても見られた。

議会特権は、その機能も変化した。1629年までに、特権は主として議員たちの私的利益の確保のために活用されるようになり、議会審議への妨害を防止するという本来の目的は副次的なものとなっていった。両院とも、私的利益の追求が特権の濫用につながることを認識しており、実際に両院の議員はともに借金による逮捕を免れるために特権を利用していたのである。また、議員によって保護令状を発行された者も特権を利用できるという慣習が1621年までに確立したことで、議会外部での悪評は高まっていっ

た。さらに特権は政府を攻撃する手段ともなってゆき、1620年代後半までには純粋な政治目的のためにも利用されるようになった。ある意味で、特権の変容は同期間において議会が自己主張を強めていった一つの証しであった。急速に高まっていった国制における議会の重要性に歩調を合わせる形で、議員たちの権利は拡大されていったが、特権が濫用される可能性も高まっていったために、議員たちと議会外部の人々とがより激しく衝突するようになっていったのである。

特権の拡大は、議会全体に影響を与える問題であった。貴族院と下院では、特権によって要求される内容やそれが拡大されてゆく速度に差異が見られたが、議会における両院の区分を尊重する限り、議員の権利は拡大可能であるし、またそうすべきであるという点では、広範な同意が得られていた。貴族院と下院とで意見が分かれたのは、特権の目的の受け止め方についてである。下院議員にとって議会は国民の不平を表明する断続的な機会であり、特権は彼らがその職務を果たす際の保護手段となるものであった。これに対し、貴族にとって特権は、自分たちが通常の生活において享受している数多くの権利を単に補足するものに過ぎなかった。結果的に貴族にとって最も重要であったのは、自分たちの私的利益ではなく、貴族院議員としての集団的な権利を訴える際に利用可能であるような、政治的な圧力であった。こうした相違は、1620年代後半に議会と王権との緊張が高まってゆくと、より顕著になっていった。したがって著者は、私的な問題に関して特権は両院にかなり公平に利益をもたらしたことを認める一方で、政治的に特権の利用に成功し、議院としての地位をより強く王権に対して主張できたのは、貴族院の側であったと結論づけるのである。

第7論文 C・R・カイル「言い争う法律家——国王布告と1621年イングランド議会の運営」

本稿で検討されるのは、1621年議会における大法官フランシス・ベイコン（Francis Bacon）失脚の要因である。

1621年議会における議論の中心は、議員たちの間で不満が高まってい

た、独占を認める特許状に関する問題であった。この時、下院における批判の矛先は、賄賂を受け取って特許状を発行していた大法官ベイコンに向けられた。最終的にベイコンは実刑を受けずに済んだものの、全ての官職を失うことになった。従来このベイコン失脚については、独占に関する調査の本来の標的はバッキンガム公爵ジョージ・ヴィリヤーズ（George Villiers, 1st Duke of Buckingham）であったのに、国王がバッキンガムを守るためにベイコンを犠牲にした、という解釈がなされてきた²⁶。しかし、著者によればベイコンの失脚とこれを国王が認めた背景には、別の理由も存在した。それは、ベイコンによる議会の国制的小および政治的役割の重視と、法律家に対する嫌悪というジェイムズの気質である。

1620 年後半に、大法官であったベイコンは次期議会の招集を予測して二つの国王布告を起草した。その一つは、国家に関する事項について公的な場での議論を禁じる布告であった。ベイコンにしてみれば、世論の動向を考慮すれば、大陸における当時の動向とスペインとの和議が議会において議論を呼ぶ問題となるのは明らかであった。そのためベイコンは、外交問題について一般の人々の発言を抑制する布告の起草と発布を、バッキンガム公爵を介して国王に薦めたのである。ジェイムズは、ベイコンが起草した草稿を大変気に入り、そのまま発布するよう指示している。

もう一つの布告は、ファルツに対する政府の考え方を概略的に表明し、対外政策に関する国王の政策を十分に説明した上で、次回の選挙で「最も賢明な」市民を下院議員にするよう求めるものであった。1614 年の議会が外交問題に対する批判によって失敗に終わっていたため、ジェイムズは是が非でも対処しやすい議会を招集し、同時に対外政策が政治問題化するのを回避しようとしていた。それにもかかわらず、ベイコンによるこの布告の草稿をジェイムズは却下し、自分自身でそれを改変したのであった。その内容は下院を支配している「言い争っている法律家（wrangling lawyers）」への憎悪に満ちたものであり、対外政策に関するあらゆる言及は削除されたのである。

これまでほとんど研究者の注目を集めてこなかったが、様々な方途を通

じて国王布告が17世紀におけるイングランドの統治においてより重要で可視的なメディアとなっていた状況が明らかにされつつある。すなわちその発布数、特別送達吏の数、印刷部数は17世紀に入って増加し、地方統治者たちが目にする機会も増え、市場開催日には民衆の面前で読み上げられていた。このように、国王布告は政府の政策を明瞭に視覚化するものだったのである。ジェイムズは、国王布告が他の形態の印刷物にまして広範な臣民に届いていることを認識しており、その内容をつぶさに監視していた。それゆえ、広範な層の人々にファルツに関する国王の政策と、この問題が今まさに議論の対象になっているという事実を公表してしまうベイコンの布告を全く許容できなかったのである。

もっとも、ベイコンはおそらく最も理想的な国王布告の起草者ではあった。というのも、彼は議会での長期にわたる経験を有し、今や枢密顧問官であって、さらに大法官として貴族院の議長を務めていたからである。他方で、起草者としてベイコンを指名するのは、国王にとって危険な選択でもあった。彼は、「議会における国王」(King in Parliament)こそ国王が最高の地位にある状態である、という理論の有力な支持者であり、王権と議会とは協議する必要があると熱弁していたからである。一方ジェイムズにとって、役に立たない助言しか行わない議会からは何も得るものはなかった。議会は交渉すべき相手ではなく、取引をする場に過ぎなかった。そのためジェイムズは、大法官が下院の開会演説を行うという慣例を破り、1604年と1614年の議会では自ら演説を行っている。その後ベイコンは国王に再度議会を招集するよう助言したが、ジェイムズはこれを黙殺した。1621年の議会では、大法官による伝統的な開会演説は復活したものの、これとは別にジェイムズ自身も演説を行ったのである。

ジェイムズの法律家に対する嫌悪は、下院の「言い争っている法律家」だけではなく、ベイコンや法律家全般に向けられていた。事実、国王にとって法律家は基本的に諸悪の根源であり、彼の法律家嫌いは議会内外の数多くの事例によって示されている。一連の事例から読み取れるのは、法律家と法手続に対するジェイムズの反感と軽蔑である。ジェイムズは、議会で

問題を引き起こしているのは法律家であると固く信じていた。

おそらくジェームズが予想していない形ではあったが、1621年議会において彼の正しさは証明されることになった。実際に「言い争っている法律家」が議会に選出され、議論の方向性を決定していったからである。ペイコンの最大のライバルであったエドワード・クックに主導された下院は、旧来の弾劾プロセスを復活させ、ペイコンを大法官の座から引きずり下ろした。ジェームズは、ペイコンを辞めさせるか、さもなければバッキンガムに対する攻撃が長期化する可能性に直面するか、という選択を迫られた。そして国王は、ペイコンが有罪かどうかとは関係なく、もはや法律家は必要ない、という決断を下したのである。

第8論文 L・A・フェレル「1620年代における説教とイングランド議会」

著者が本論文で試みているのは、長期議会で行われた説教の原型となった、1620年代前半以降に実施された一連の説教の再検討である。これらの説教は、このテーマを探究してきた研究者からも、継続的な関心をほとんど集めてこなかった²⁷。しかし著者は、実際には説教壇を巡る政治においてこれらの説教が決定的な転回点となっていたと主張する。

1620年代後半まで、全国的な宗教的儀礼の実施が国王に対して臨時に要求される唯一確実な問題は、疫病の発生であった。イングランドで疫病の発生が確認されると、その救済のための地域的および全国的な祈祷と断食が、下院の主導で行われた。この全国断食実施に対する要求は、厳格な手続きに則って行われた。すなわち、まず下院が貴族院にこの件について打診し、次に貴族院が両院からの要求として国王に打診した。この要求に貴族院と国王が同意すると、国王、貴族院、下院は、それぞれ異なった場所で、全く異なる内容の説教を各々の聖職者に依頼し、傍聴することになっていた。

もっとも、宮廷で行われる説教は、全国断食とは関わりなく議会開催時に行われる場合が多く、国王や聖職者は説教壇を自分たちの意見を広報する場として活用しており、国王の面前で行われた説教は原則的に出版され

た。だがエリザベス期・ジェイムズ期に出版が命じられた宮廷での説教で、そのタイトルに「議会で（もしくは議会のために）行われた」という表現があるものは、1621年になるまで登場しない。そしてこうした表現は、1620年代後半に急増しているのである。したがって著者によれば、1640年というよりは1621年以降における下院による決定が、国王・貴族院との三者間の関係における、重要な変化を示しているという。

チャールズ期最初の1625年における議会では、ジェイムズ期にも重要な説教を行っていたウィリアム・ロード（William Laud）が、議会開会翌日にホワイトホールのチャペル・ロイヤルで説教を行った。その内容は、チャールズの即位を正当化した上で、国王に助言を与え特別税の認可前に現在の自分たちの関心を提示するという、議会が長期にわたり保持してきた特権に対する国王の不興を、示唆するものであった。実際、この議会は間もなく解散されてしまうことになるが、ロードの説教の3日後には、下院は全国断食を国王に請願するための協議を貴族院に呼びかける請願に同意している。疫病が蔓延している時期だったこともあり、貴族院はすんなりこの要求を受け入れ、チャールズも7月8日に両院の要求を認めた。下院は慎重に説教者を選択して委託したが、ジョン・プレストン（John Preston）の説教以外は出版されず、これも1633年になって出版された説教集の一部としてであった。

その後ロードは、1625年から1628年にかけて3議会全ての開会に際して説教を行い、そのいずれもが数ヶ月以内、場合によっては数週間以内に出版された。議会で行われたその他の説教が同期間内には出版されなかったため、王権と議会とのプロパガンダ争いにおいてはロードが議会説教を独占することになり、チャールズ1世のために事実上の主導権を取り戻したように思われる。ロードは総じて国王に気に入られるための説教をしており、その唯一の主張は、議会は国王の意志を表現すべきである、というあまりにも直截的なものであった。またロードは議会を見下しており、1626年の議会では国王を支持しないような議会であれば存在しない方が良く、という意見まではのめかしている。この時も下院は全国断食の同意

を貴族院と国王から得ることに成功したが、説教が行われる前にチャールズは議会を解散してしまった。そのため、議会解散後にロードが行った説教が、1626年の全国断食における唯一の説教となったのである。

1628年3月17日、1640年以前においてはチャールズ期最後となった議会の開会時に、ロードは再びウェストミンスターで説教を行った。その3日後、下院は再び全国断食を国王に請願するための協議を貴族院に呼びかける動議について議論し、これに貴族院も同意した。翌日、国王と議会両院、それにやや遅れて王国全土における断食日の設定に国王も同意し、断食書の王国全土への出版と配布が許可された。そして下院が依頼したジェレミア・ダイク（Jeremiah Dyke）と貴族院が依頼したジョセフ・ホール（Joseph Hall）の説教が出版されたため、この時点でロードによる議会説教の独占は崩れることになった。さらに1629年春までに、2回目の全国断食の際に下院に対して行われたジョン・ハリス（John Harris）の説教と、貴族院に対して行われたジョン・ウィリアムス（John Williams）の説教が、立て続けに出版された。

このように、1640年以前において国王・貴族院・下院は別々の場所で全国断食を行い、全く内容の異なる説教を依頼し傍聴したが、これは開会中の議会の行動と直接・密接に結び付いた意見を宣伝するのに役立っていた。政治的主張の表明を目的とした議会説教を計画的に出版することは、間違いなくチャールズ期の革新であった。1625年、1626年、1628-9年のロードによる議会開会時の説教は、全てが即座に出版された。短期間に立て続けに行われたロードによるこの簡潔で熱のこもった説教は、政治をめぐる言説空間を急速に変容させた。一方で、1628-9年に議会が依頼した説教の内の6つも初めて同年内に出版されたが、それらはいずれも国王に対する不同意を公然と表明したものであった。こうしてこれら一連の説教は、それらが3つの別々の場において行われたという唯一の違いを除けば、1640年代および50年代の革命期議会で行われた説教の前兆となったのである。

第 9 論文 J・ピーシー「国家の街頭劇——議会開会式 1603-1660 年」

著者が本論文で検討するのは、17 世紀半ばまでの議会開会式である。この行事に関しては、D・ディーン、R・M・スマッツ、E・R・フォスターらによって、その政治的スペクタクルや、象徴性に富む式次第の重要性が認識されてきた²⁸。それにもかかわらず、二つの重要な領域が研究者から見過ごされがちであった。まず、1640 年代および 1650 年代の議会開会式にはほとんど関心が払われてこなかった。したがって本論文の第一の目的は、戦争が近づきつつあったチャールズ期、および 1650 年代のオリヴァーおよびリチャード・クロムウェル期における議会開会式で、実際に何が行われたのかの分析におかれる。これまでの研究では、クロムウェル期の様式は疑似君主制的な華麗さと同一視されており、1650 年代と 17 世紀初頭の間に存在する議会開会式の重要な差異が十分に認識されていないのである。第二の目的は、公的儀礼に関してこれまで軽視されてきた二番目の領域である、議会開会式の観衆の検討に向けられる。こういった行事に対する観衆の反応を研究する重要性は、既に認められている。また静態的で絵画的に制度や行事が表象されることによって、これまでの叙述が歪められていた可能性も指摘されている。したがって、議会開会式に国王やプロテクターの権力が投影されている様相を確認するだけでなく、紋章官によって編成された公式性、ないしはこれまでに伝承されてきた国家の威光の絵画的な表象とは異なる領域の観察にもとづいて、この行事を検証する必要がある。実際の議会開会式は、こうした表象とは重要な点で異なっている可能性が高く、完全に秩序立てられた、礼儀正しい上品なものではなかったのである。第三の目的は、17 世紀の儀礼尊重主義を、観衆や権威の受容の問題と関連づける点にある。すなわち、目撃者の証言や同時代の出版物を活用することで、中世後期の儀礼尊重主義と観衆の政治とがどのように交差し、国家の街頭劇が 17 世紀中葉にどのように変化したのかを探求することが可能となる。このようにして著者は、議会「劇場」が変化してゆく相貌を利用して、17 世紀という動乱の時代における観衆の政治と民衆文化の性質を再考してゆく。

そしてきわめて詳細に 1640 年代と 1650 年代の議会開会式を比較した後、著者はチャールズ期とクロムウェル期の間にみられる重要な差異を指摘する。公的儀式における流動性や不確実性はこの期間を通じて一般的に見られたが、しかしそれは君主によって別々の領域に表れ、またその理由も相違していた。自分の身体の安全に対する関心は全ての君主たちの儀式的実践に共通して見られたものの、より根本的な水準において彼らは明らかに態度を異にしていた。チャールズ 1 世は、秩序と上品さへの関心と同時に、観衆の視線への自らの身体の露出および観衆そのものに対する嫌悪を示していた。それはすなわち、チャールズがどれほど階層秩序と壮麗さに価値を置いていようとも、可能であれば公的な儀式を回避しようと努めていたことを意味している。そのためチャールズは、儀式の実践において若干のためらいを見せているのである。一方で、クロムウェル期の儀式には確かに壮麗さが認められるが、それにもかかわらず両プロテクターはこうした王権の壮大さときわめて簡素な世俗性との間で妥協を図ろうと決意していたようである。両プロテクターは、公的な見せ物や壮麗なスペクタクルの必要性は認識していたようであり、それは不可避免的にある種の公式性、出費、華麗さを意味することになった。しかし、彼らに対して偽善的でマキャベリ主義者のようなイメージを創出しようとする敵対者たちに利用される危険性があったために、元来こうした壮大さは期待されておらず、望ましくもないと考えられていた。したがってクロムウェル期の形式は、本質的には全く世俗的で市民的なものだったのである。

議会開会式を挙行了した君主側の意図と並行して観衆の反応を検討し、両者がどのように関連しているかを分析するという試みを通じて、著者は何点かの重要な結論を導き出している。第一に、この時期を通じて、壮麗さが望ましいという感覚だけではなく、儀式に対する姿勢は統治様式を反映している（反映すべきである）という感覚も存在しており、そのためにその実践が重要性を有するという認識が広く共有されていたということである。第二に、観衆の反応に関する史料を検証した結果、紋章官が作成した書類や政府のお雇い文士が執筆した記事上で述べられているほど、こうし

た行事が常に秩序だった上品なものではなかった状況が明らかになったということである。第三に、大観衆の存在と彼らの行動は、統治者やその顧問官たちの精神に働きかけ、彼らの決定に影響を与えていたということである。

3. 本特集号から見る研究動向

以上、本特集号の各論稿の内容を紹介してきた。一見して分かるように、グレイヴズ追悼号とはいえ、グレイヴズの議論に対する各論者の立ち位置は様々であり、研究対象や研究方法に一貫性があるわけでもない。この事実自体が、ある面でポスト修正主義の現状を表しているともいえる。例えば、「議會実務家」概念を国家統治全体に敷衍しようとするジョーンズの第3論文は非公式なネットワークに依拠した国王・政府と地方の為政者との協働を重視している点、またアンチ・ヒーローとしてのエセックス像を解体しようとするハマーの第5論文はニール的な派閥争いを否定している点において、それぞれ大枠では修正主義の議論に親和性が高いといえるが、それ以外の論稿は明らかに修正主義と一線を画している。全論稿に共通する特徴を抽出するのは端から不可能に近いが、以下では本特集号から読み取れる修正主義以降の大きな変化を、パブリック・スフィア論の興隆、政治文化論の進展、近世議会に対する解釈の揺り戻しの3点に絞って整理してみたい。

パブリック・スフィア論の興隆

冒頭でも若干述べたように、修正主義はホイッグ史観に対する批判として出現してきた²⁹。エリザベス期についてはニール、初期ステュアート朝期についてはW・ノートスタインらが20世紀半ばまでに確立した通説は、ピューリタンの一団を核とした下院が王権との対立を強めてゆく中で、次第に国制における主導権を確立し、最終的には王権を打倒するに至るという単線的な発展段階史観であった³⁰。こうした通説に異議を唱え、ピュー

リタン党派とされた人々が実際には下院の議事運営を円滑にするために活動していた「議会実務家」であって、議会と王権は1620年代に至るまで基本的に協調関係にあったとしたのが、エリザベス期についてはグレイヴズやエルトンであり、初期ステュアート朝期においてはC・ラッセルであった³¹。したがって修正主義者たちが重視したのは何よりも議事運営、議事手続、立法の重要性であり、そうした姿勢は他の研究者にも継承されていった³²。さらにこの視点を掘り下げてゆけば、必然的に誰が何の目的で議会での立法を試みているのかという問題の検討が要請されることになる。したがって、同時代の選挙の性質をめぐるD・ハーストとM・キシュランスキーの論争や、都市自治体やカンパニーによるロビー活動に関するディーンらの一連の研究成果は、その延長線上に位置づけられるだろう³³。

もっとも、ホイッグ史観と修正主義は、王権・政府と為政者階層との関係における権力の在り方、ないしそれを規定している要因を探求するという、いわゆるハイ・ポリティクスをめぐる議論であった点で、同一の枠組みを共有していた。だが、ポスト・モダン論が隆盛するとともに、政治史の領域においてもコンスタティブ（＝ベタ）な観点からのみならず、パフォーマティブ（＝メタ）な観点からの検討が要請されるようになり、従来の研究を規定していた視点それ自体に批判的な眼差しが向けられるようになってゆく。すなわち、議会を中心とした政策決定過程およびその結果だけではなく、これらを規定しているより広範な社会的・文化的要因にも関心が向けられるようになったのである。こうした新たな視座にもとづく分析の端緒は、同時代における情報伝達速度の向上とその影響を考察した、R・カストやP・レイクらの1980年代の業績に求められる³⁴。そしてこの傾向は、1990年代後半以降パブリック・スフィア論として一つの潮流をなしていった³⁵。パブリック・スフィア論とは、J・ハーバーマスが主として18世紀について提唱した概念を16・17世紀にまで批判的に適用し、修正主義を乗り越えようとする議論である³⁶。レイクとH・ピンクスによれば、パブリック・スフィア論は、思想間の相互作用や政治上の目的ではなく、政治的コミュニケーションの方法や戦略に焦点を当てることで、修正主義

が閉却していた民衆までもを包含した政治様式および統治構造における変化を特定し、その説明を可能にしようとするものである。したがって、社会史・経済史と政治史を方法論上でも明確に区分する修正主義とは異なり、商業化の進展、識字率の向上、各機関の制度的発展、イングランド外の事象などと、政治史との統合が試みられることになる³⁷。

本特集号において、このように研究対象を拡大してゆこうとする傾向は、カイルの第7論文とフェレルの第8論文に最も良く表れている。カイルが扱っているのはバイコンの没落であるが、本論稿ではその原因を単純に国王と議会との対立、バイコンとバッキンガムの敵対関係に帰すのではなく、バイコンとジェイムズの国家統治観の差異、ジェイムズの法律家嫌いという性格に求めている点に特徴がある。その際に著者が重視しているのは、問題の発端が同時代の公的な印刷メディアとして相当影響力の強かった国王布告の内容をめぐる争いにあった点である。すなわちバイコンの没落は、議会や宮廷といった閉じた世界ではなく、識字能力の劣る一般の人々を含んだ世界までも視野に入れて検証する必要があるのである。またフェレルが対象としているのは、断食説教という従来の政治史では見落とされてきたテーマである。ここでも強調されるのは、印刷メディアが有していた影響力である。著者によれば、ロードの説教は直ちに出版されたのに対し、下院が依頼した説教は出版されなかったために、1620年代半ばにおいてはプロパガンダ戦略において政府が主導権を掌握できたという。

これらの論稿に示されているように、国王や政府、議会などからの情報の伝達・発信が、外部世界に対して行われていた経路やその影響を認識することで、ひるがえってこれら「世論」が中央の政治過程を規定していた様態が理解でき、修正主義のハイ・ポリティクスに関する議論を相対化できるというのが、パブリック・スフィア論の一つの強みといえるだろう。

政治文化論の進展

ポスト修正主義における特徴の一つに、伝統的な歴史学の外部からの方法論の導入がある。同時代における儀礼や儀式、絵画、演劇などを分析し、

これらによって王権や政府などの送り手側が何を表現しようとしていたのかについての分析は、歴史学においても比較的早い段階から行われてきた³⁸。だが多くの場合、こうした研究では受け手となる人々に儀礼などがどのように受容され影響を与えたのか、という視点が希薄であった。V・ターナー、E・シルズ、C・ギアーツら社会学や人類学の成果を導入し、文字史料の分析のみでは認識されえない側面を明らかにしようとする政治文化論が表れてきたのは、1980年代半ば以降である³⁹。テューダー朝期・初期ステュアート朝期における政治と文化の結び付きを初めて本格的に検討したのは、スマッツやJ・リチャーズであった⁴⁰。スマッツによれば、統治は行政機構のみならず、信仰と文化実践のシステムに常に依拠しており、社会のあらゆる水準において権力は儀礼、レトリック、視覚的な形態によって支持されていた。とりわけ近世においては政治と文化の結び付きが強く、両者を明確に区分して議論することはできないのである⁴¹。彼らの提議を受けて、議会史においてはディーンが「テューダー朝議会におけるイメージと儀礼」という論文を著している。この論文ではエリザベス期の議会開会式の分析にもとづき、女王を物理的中心に位置づけて構成される議会行進や礼拝式によって権力構造が視覚化され、これを民衆が内面化してゆく過程が論証されている⁴²。それ以後の一連の研究は、パブリック・スフィア論とも融合しつつ、議論の誘導や議員の選択などとは全く異なる手段によっても議会運営が図られていた実態を明らかにしている⁴³。

本特集号の第9論文の背景に、以上と共通の問題関心が存在しているのは明白である。ピーシーは、チャールズ期とクロムウェル期において議会開会式でそれぞれの政府が入念な計画の下にメッセージやイメージを伝達しようとしていた事実とともに、観衆がこうした儀式を政府側の意図とは全く別様に解釈する可能性に繰り返し言及している。チャールズもクロムウェル父子もその点は十分に理解しており、時として議会開会式が自身の命を危険にさらすことにすらなったとしても、式そのものを中止するという判断を彼らが下すのは困難であった。こうした状況から、同時代において儀礼がいかに政治的重要性を有していたかが再度確認される。また

チャールズ期とクロムウェル期との儀礼の比較という着眼はありそうでなかった視点であり、これをテューダー朝期から王政復古期・名誉革命期まで敷衍すれば、さらにより長期的な視点から儀礼の政治文化を描きだすことも可能であろう。

一方、ディーンが第2論文で取りあげているのは、近世における表象ではなく、映画という現代メディアにおける近世の表象である。映画においてはストーリーを観客に分かりやすく説明する必要があるため、事実としては不正確な描写が数多く見られる。そうした数多くの欠点の存在を認めてもなお、著者が「エリザベス」を賞賛するのは、歴史イメージの伝達においてこの映画が大きな効用を有しているからである。独立した力強い女性としてのエリザベス像は、それだけでもニールが描き出したエリザベス像とは大きく異なり、観客の歴史観を揺さぶることになる。そもそも歴史を叙述するという営為は、どのような形態においてであれ、事実を取捨選択してゆくことに他ならない。もちろん歴史家が史料批判を怠ったり事実を改変したりすることは許されないが、どれほど魅力的な映像を制作できるかに力点がおかれる映画においては、歴史学的な意味での正確性を犠牲にしても、歴史イメージ認識における知覚的な正しさが求められる場面があるのである。このように歴史映画の利点を説く本論稿は、表象研究に先鞭を付けたディーンならではのものといえるだろう。

政治文化論は、大文字の「政治史」では従来顧みられてこなかった、文字史料には表れにくい権力構造を明らかにしうる大きな可能性を秘めている。近年では、テューダー期・ステュアート期の表象を包括的に分析したK・シャープによる3部の大著や、クロムウェルの表象を扱ったL・L・ノッパーズの著作など注目すべき研究が表れ始めている⁴⁴。しかし、この分野の研究は端緒についたばかりであり、さらなる研究の進展が待たれる。

近世議会に対する解釈の揺り戻し

三点目として、同時代の議会についての解釈の揺り戻しともいえる動きについて触れておきたい。前述したパブリック・スフィア論や政治文化論

の台頭による研究手法・研究対象の変容，ならびに伝統的な歴史学的方法論においてもさらなる史料批判が進展したことによって，現在では修正主義的な解釈を単純に受け入れるのは難しくなった。さらに，表面的な主張だけを取りあげれば，ポスト修正主義による叙述はホイッグ史観に近い主張となる場合すらある。もちろん，彼らは単純に T・B・マコーレー，G・M・トレヴェリアン，S・R・ガーディナら古典的なホイッグ史家の主張を肯定しているわけではなく，方法論的には全く異なる次元にあるとあって良いほど洗練された実証研究を行っている。だがホイッグ史観を否定した修正主義の批判こそがポスト修正主義の主眼に置かれているわけであるから，結論から見ればホイッグ史観に接近してしまうのは，ある種当然の帰結ではあった。そうした傾向は既に 1980 年代後半から見られ，ヒューズとカストは「もし修正主義者がその歴史叙述においてホイッグ的解釈を議会派的であるとして批判したとすれば，我々は修正主義者による説明を徐々に 17 世紀王党派の見解の残滓とみなさなければなりつつある」と 1989 年に述べている⁴⁵。特に議会史に関しては，ラッセルを批判し，中央・地方におけるイデオロギー対立の存在と，1620 年代から 1640 年代までの連続性を主張したカストに，「ネオ・ホイッグ」的特徴が顕著に見られる⁴⁶。

本特集号においても，複数の論稿でこうした傾向は明瞭である。キャヴィルの第 1 論文は，宗教改革史研究における代表的な修正主義者であるヘイグの学説に，真っ向から異議を唱える。同分野の第一人者であった A・G・ディケンズが，反聖職者感情は民衆の間に中世から残存し続け，これがイングランドでプロテスタントが円滑に受容された要因であったと主張したのを批判して，ヘイグらは反聖職者主義の連続性を否定し，宗教改革は上から民衆に押しつけられたものであったとした⁴⁷。これに対してキャヴィルが実証しようとしているのは，初期テューダー朝議会における反聖職者主義的とみなしうる議論の存在であり，ヘイグが主張した宗教改革議会前後における明白な断絶は否定されることになる。したがって，検討の対象がディケンズは地域社会，キャヴィルは議会と異なっているものの，結論は非常に似通っているのである。

またパリーの第4論文も、グレイヴズとエルトンの議論を明確な批判の対象に設定している。繰り返しになるが、下院と国王との対立を基軸としてエリザベス期の政治史を描いたニールに対し、彼ら修正主義者は議会を各地域の為政者たちと王権との「接触点 (points of contact)」の一つと位置づけ、国王と議会は協力して立法という手段により王国内の問題解決に当たっていたと主張したのである。こうした文脈においては、国王と議会とのイデオロギー対立は後景に退くことになる。ところが本論文でパリーが提示しているのは、グレイヴズが「議会実務家」としたトマス・ノートンを含む急進的なプロテスタントが、外交問題をめぐって現実主義的なエリザベスやバーリと対立していたという図式である。これも表面的には、ニールの「ピューリタン・クワイア」論と紙一重であるといつて良いだろう。さらにハニボールの第6論文は、貴族院の役割を重視しつつも議会特権の拡大が議会の政治的武器となったと論じている点において、ハマーの第5論文はエセックスの蜂起と1640年代とを関連づけている点において、修正主義とは距離を置いている。

前述したように、これら「ネオ・ホイッグ史観」は、かつての単純な「ホイッグ史観」とは異なり、精緻な史料批判にもとづいて打ち出されているものであり、研究を深化させてゆく上で大きな意義があるのは間違いない。だが、各々の研究者が別々の史料を用いて先行研究の瑕瑾を指摘してみても、あまり建設的な営為とはならないのではないか。ややもすると、議論の枠組みを特定の領域に限定してしまったことでかつて修正主義が陥ってしまったアポリアに、再び直面してしまう危険性がある。歴史家が「反聖職者主義」「イデオロギー対立」などといった語を用いるとき、その言葉には様々な意味が包含されうるのであり、またたと言葉の意味をかなり厳密に定義したとしても、その現実社会における表出形態は多様であろう。したがって、議論が水掛け論に陥らないようにするためには、全体を俯瞰し統合しうるような、何らかの視点が求められているように思われる。

おわりに

以上、本稿ではグレイヴズの経歴と功績、*Parliamentary History* 特集号の各論稿の内容、およびそれらから読み取れる近世イングランド議会史における研究動向について、それぞれ概観してきた。

議会史家として、グレイヴズが盟友エルトンとともに残した遺産はきわめて大きい。両者はニールやノートスタインらの単純な発展段階史観の打破に成功し、緻密な史料分析にもとづいて、国制における議会の機能解明に大きく貢献した。それは、現状の肯定を目的とした印象論的な歴史叙述の刷新を意味したのである。修正主義によって、近世議会史研究は方法論においても内容においても、著しく進展したのは疑いえない。

しかし、彼らが切り開いた精密な実証研究のための方法論は、問題の細分化という、歴史学に必然的につきまとう困難をももたらした。たしかにポスト修正主義は、政治的機能を重視するために議会像が静態的になってしまうという修正主義の欠点を克服し、同時代の政治史にダイナミズムを回復することにある程度成功した。だがその一方で、本特集号からも読み取れるように、修正主義においては辛うじて認めることのできていた、ゆるやかにではあってもある程度統一的な歴史観ですら見出すのがますます困難な状況になりつつある。今後は、パブリック・スフィア論や政治文化論の成果を踏まえつつ、修正主義を説得的に乗り越えるような新たな近世議会史像を模索してゆく必要もあるだろう。

注

- 1 C. Kyle (ed.), *Managing Tudor and Stuart Parliaments: Essays in Memory of Michael Graves*, Parliamentary History Book Series, Chichester, 2015.
- 2 エルトンについては、さしあたり J. P. Kenyon, *The History Men: The historical Profession in England since the Renaissance*, London, 1983（今井宏・大久保桂子訳『近代イギリスの歴史家たち——ルネサンスから現代へ』ミネルヴァ書房, 1988年）、清水祐司「テューダー・セミナー——テューダー朝研究の一系譜」（『イギリス史研究』第30号, 1980年）、堀江洋文「エルトン史

- 学と歴史学研究」(『社会科学年報〈専修大学〉』第 28 号, 1994 年), 井内太郎「エルトンとテューダー朝史研究」(『広島大学大学院文学研究科論集』第 61 巻, 2001 年)を参照。
- 3 なお、グレイヴズは大学行政の業務に携わりたくないという理由で最後まで教授への昇進を固辞し続け、准教授のまま退職した。著名な教え子としては、本論集にも寄稿している D・ディーンや P・ハマーがおり、両者はグレイヴズの下で修士課程を修了した後、ケンブリッジ大学でエルトンの指導下に博士課程を終了している。
- 4 A. F. Pollard, *The Evolution of Parliaments*, London, 1920; J. E. Neale, *Elizabeth I and her Parliaments, 1559-1581*, London, 1953; Id., *Elizabeth I and her Parliaments, 1581-1601*, 2vols., London, 1957; W. Notestein, 'The Winning of the Initiative by the House of Commons', *Proceedings of the British Academy*, 11, 1924-5.
- 5 M. A. R. Graves, *The House of Lords in the Parliaments of Edward VI and Mary I: An institutional Study*, Cambridge, 1981.
- 6 E. R. Foster, *The House of Lords: Structure, Procedure, and the Nature of its Business*, Chapel Hill, NC, 1983.
- 7 M. A. R. Graves, 'Thomas Norton the Parliament Man: An Elizabethan M. P., 1559-1581', *Historical Journal*, 23, 1980; Id., 'The Management of the Elizabethan House of Commons: The Council's Men-of-Business', *Parliamentary History*, 2, 1983; Id., 'Patrons and Client: Their Role in Sixteenth Century Parliamentary Politicking and Legislation', *Turnbull Library Record*, 18, 1985; Id., 'The Common Lawyers and the Privy Council's Parliamentary Men-of-Business, 1584-1601', *Parliamentary History*, 8, 1989; Id., 'Managing Elizabethan Parliaments', in D. M. Dean and N. Jones (eds.), *The Parliaments of Elizabethan England*, Oxford, 1990; Id., 'Elizabethan Men of Business Reconsidered', *Parergon*, 14, 1996.
- 8 詳しくは、拙著『名誉としての議席——近世イングランドの議会と統治機構』(慶應義塾大学出版会, 2011 年)第 1 章「近世イングランド議会史研究の現状と課題」を参照。
- 9 M. A. R. Graves and R. Silcock, *Revolution, Reaction and the Triumph of Conservatism: English History 1558-1700*, London, 1984.
- 10 M. A. R. Graves, *Elizabethan Parliaments, 1559-1601*, London, 1987; Id., *Early Tudor Parliaments, 1485-1558*, London, 1990.

- 11 M. A. R. Graves, *The Tudor Parliaments: Crown, Lords and Commons, 1485-1603*, London, 1985.
- 12 M. A. R. Graves, *Burghley: William Cecil, Lord Burghley*, London, 1998; Id., *The Parliaments of early modern Europe*, London, 2001; Id., *Henry VIII*, London, 2003.
- 13 なお、煩瑣になるのを避けるため、本特集号中の参照箇所については特に註を付して頁番号を明示しないものとする。
- 14 C. Haigh, 'Anticlericalism and the English Reformation', *History*, 68, 1983, later in C. Haigh (ed.), *The English Reformation Revised*, Cambridge, 1987.
- 15 R. W. Hoyle, 'The Origins of the Dissolution of the Monasteries', *Historical Journal*, 38, 1995. もっともホイルは、この議論がウルジに反対する貴族の一団が起草したものであり、王権の財政を安定させるために上から主導されたもので、宗教改革を求める下からのものではなかったとしている。
- 16 Neale, *Elizabeth I and her Parliaments, 1559-1581*.
- 17 W. S. Hudson, *The Cambridge Connection and the Elizabethan Settlement*, Durham, NC, 1980; N. Jones, *Faith by Statute: Parliament and the Settlement of Religion, 1559*, London, 1982.
- 18 P. Collinson, 'De Republica Anglorum or History with the Politics put Back' and 'The Monarchical Republic of Queen Elizabeth I', in Id., *Elizabethan Essays*, London, 1994; S. Hindle, 'County Government in England', in R. Tittler and N. Jones (eds.), *A Companion to Tudor Britain*, Oxford, 2004; M. J. Braddick and J. Walter, 'Grids of Power: Order, Hierarchy and Subordination', in Id. (eds.), *Negotiating Power in early modern Society: Order, Hierarchy and Subordination in Britain and Ireland*, Cambridge, 2001.
- 19 The National Archives, SP12/51, ff. 9-13.
- 20 宗教問題をめぐってスペインとの対立を深めていたネーデルラントは、前年のサン・バルテルミの虐殺を受け、フランスのユグノーの支援が期待できなくなった。このため、毛織物輸出市場として重要なフリシingen (Vlissingen) とミデルブルフ (Middelburg) という都市をそれぞれ含む、ホラント地方とジーラント地方の主権を提供することで、イングランドからの支援を引き出そうとする交渉を行っていた。
- 21 以下本稿では、あえて「パブリック・スフィア」とカタカナ表記を用いる。註36を参照。
- 22 Collinson, 'The monarchical Republic of Queen Elizabeth I'; J. F.

- McDiarmid, *The monarchical Republic of early modern England: Essays in Response to Patrick Collinson*, Aldershot, 2007.
- 23 P. E. J. Hammer, *The Polarisation of Elizabethan Politics: The political Career of Robert Devereux, second Earl of Essex 1585-1597*, Cambridge, 1999; A. Gajda, *The Earl of Essex and late Elizabethan political Culture*, Oxford, 2012.
- 24 P. W. Hasler (ed.), *The History of Parliament: The House of Commons, 1558-1603*, 3 vols., London, 1981, I, pp. 63-64.
- 25 M. A. R. Graves, 'Freedom of Peers from Arrest: The Case of Henry Second Lord Cromwell, 1571-72', *American Journal of Legal History*, 21, 1977.
- 26 C. G. C. Tite, *Impeachment and Parliamentary Judicature in early Stuart England*, London, 1974; L. Jardine and A. Stewart, *Hostage to Fortune: The Troubled Life of Francis Bacon, 1561-1629*, New York, 1998; L. L. Peck, *Court Patronage and Corruption in early modern England*, London, 1990.
- 27 P. McCulloch, *Sermons at Court: Politics and Religion in Elizabethan and Jacobean Preaching*, Cambridge, 1998; A. Hunt, *The Art of Hearing: English Preachers and their Audiences, 1590-1640*, Cambridge, 2010.
- 28 R. M. Smuts, *Court Culture and the Origins of a Royalist Tradition in early Stuart England*, Philadelphia, PA, 1987; E. R. Foster, 'Staging a Parliament in early Stuart England', in P. Clark and A. G. R. Smith (eds.), *The English Commonwealth, 1547-1640*, Leicester, 1979; D. M. Dean, 'Image and Ritual in the Tudor Parliaments', in D. Hoak (ed.), *Tudor political Culture*, Cambridge, 1995.
- 29 修正主義の動きは政治、宗教、社会など各分野で見られたが、各々の通説にたいする「修正」を行うのが主眼であった以上、領域横断的な統一見解が存在したわけではない。修正主義全般については、岩井淳・指昭博編『イギリス史の新潮流——修正主義の近世史』（彩流社、2000年）、近藤和彦「修正主義をこえて」（史学会編『歴史学の最前線』東京大学出版会、2004年所収）を参照。本稿における修正主義とは、基本的に近世議会史分野において一般的に修正主義者と呼ばれる研究者の主張を指す。

なお、ホイッグ史観と並行して、C・ヒルやL・ストーンなどマルクス主義の流れを汲む潮流も存在した。しかし彼らが基本的に唯物史観に立ち17世紀の内乱をブルジョワ革命と捉える以上、それが生じた社会経済的要因である下部構造の分析は精緻に行われても、政治・文化などの上部構造の分析は

さほど重視されなかった。そのため、修正主義者がマルクス主義史家と正面から議論を戦わせることも少なかった。岩井淳・大西晴樹編著『イギリス革命論の軌跡——ヒルとトレヴァー＝ローパー』（蒼天社出版, 2005年）などを参照。

- 30 J. E. Neale, *The Elizabethan House of Commons*, London, 1949; Id., *Elizabeth I and her Parliaments*; Notestein, 'The Winning of the Initiative by the House of Commons'.
- 31 Graves, 'Thomas Norton the Parliament Man'; Id., 'The Management of the Elizabethan House of Commons'; Id., 'Managing Elizabethan Parliaments'; G. R. Elton, 'Parliament in the Sixteenth Century: Functions and Fortunes', in Id., *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government*, III, Cambridge, 1983; Id., 'Parliament in the Reign of Elizabeth I', in C. Haigh (ed.), *The Reign of Elizabeth I*, London, 1984; Id., *The Parliament of England 1559-1581*, Cambridge, 1986; C. Russell, *Parliaments and English Politics, 1621-1629*, Oxford, 1979.
- 32 N. L. Jones, *Faith by Statute: Parliament and the Settlement of Religion 1559*, London, 1982; D. M. Dean, *Law-making and Society in late Elizabethan England: The Parliament of England, 1584-1601*, Cambridge, 1996.
- 33 D. Hirst, *The Representative of the People?: Voters and Voting in England under the early Stuarts*, Cambridge, 1975; M. A. Kishlansky, *Parliamentary Selection: social and political Choice in early modern England*, Cambridge, 1986; D. M. Dean, 'Public or Private? London, Leather and Legislation in Elizabethan England', *Historical Journal*, 31, 1988; 'London Lobbies and Parliament: The Case of the Brewers and Coopers in the Parliament of 1593', *Parliamentary History*, 8, 1989; 'Parliament, Privy Council, and local Politics in Elizabethan England: The Yarmouth-Lowestoft Fishing Dispute', *Albion*, 22, 1990; 'Pressure Groups and Lobbies in the Elizabethan and early Jacobean Parliaments', *Parliaments, Estates and Representation*, 11, 1991; I. W. Archer, 'The London Lobbies in the later Sixteenth Century', *Historical Journal*, 31, 1988.
- 34 R. Cust, 'News and Politics in early Seventeenth-Century England', *Past & Present*, 112, 1986; P. Lake, 'Anti-popery: the Structure of a Prejudice', in R. Cust and A. Hughes (eds.), *Conflict in early Stuart England: Studies in Religion and Politics, 1603-1642*, London, 1989.

- 35 A. Halasz, *The Marketplace of Print: Pamphlets and the public Sphere in early modern England*, Cambridge, 1997; D. Zaret, *Origins of Democratic Culture: Printing, Petitions, and the public Sphere in early-Modern England*, Princeton NJ, 2000; P. Lake and M. Questier, *The Antichrist's Lewd Hat: Protestants, Papists and Players in post-Reformation England*, New Haven CT, 2002; J. Raymond, *Pamphlets and Pamphleteering in early modern Britain*, Cambridge, 2003; N. Mears, *Queenship and political Discourse in the Elizabethan Realms*, Cambridge, 2005; T. Cogswell, R. Cust and P. Lake (eds.), *Politics, Religion and Popularity in early Stuart Britain: Essays in Honour of Conrad Russell*, Cambridge, 2011 など。特に議会に関しては, C. Kyle and J. Peacey (eds), *Parliament at Work: Parliamentary Committees, political Power, and public Access in early modern England*, Woodbridge, 2002 などを参照。現時点において単著として議会史とパブリック・スフィア論との接合に最も成功しているのは, 本特集号の編者であるカイル自身の以下の著書である。C. Kyle, *Theater of State: Parliament and political Culture in early Stuart England*, Stanford, 2012.
- 36 J. Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Suhrkamp Verlag, 1990 (細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求 第 2 版』未来社, 1990 年)。なお, ドイツ語の öffentlichkeit, 英語の public sphere は, 日本語では「公共圏」と訳される場合が多い。ジョン・ブルーア, 近藤和彦編『スキャンダルと公共圏』(山川出版社, 2006 年), 大野誠編『近代イギリスと公共圏』(昭和堂, 2009 年)等。しかし各言語圏でそれぞれの語によって指示される意味内容にはかなりの隔たりがある。ここでは英語圏での議論であることを踏まえ, あえて「パブリック・スフィア」とカタカナで表記する。
- 37 P. Lake and H. Pincus, 'Rethinking the public Sphere in early modern England', in P. Lake and H. Pincus (eds.), *The Politics of the public Sphere in early modern England*, Manchester, 2007, pp. 15-18.
- 38 例えば近世イングランドに関しては, S. Anglo, *Spectacle, Pageantry and Early Tudor Policy*, Oxford, 1969; Id, *Images of Tudor Kingship*, London, 1992; D. Bergeron, *English civic Pageantry, 1558-1642*, London, 1971; R. Strong, *Splendour at Court: Renaissance Spectacle and Illusion*, London, 1973; Id, *The Cult of Elizabeth: Elizabethan Portraiture and Pageantry*, London,

- 1977; F. Yates, *Astraea: Imperial Theme in the Sixteenth Century*, London, 1975（西澤龍生・正木晃訳『星の処女神エリザベス女王——十六世紀における帝国の主題』東海大学出版会, 1982年, 同『星の処女神とガリアのヘラクレス』, 東海大学出版会, 1983年）; E. R. Foster, 'Staging a Parliament in early Stuart', in P. Clark, A. G. R. Smith and N. Tyacke (eds.), *The English Commonwealth 1547-1640: Essays in Politics and Society presented to Joel Hurstfield*, Leicester, 1979などが挙げられる。
- 39 V. Turner, *Ritual Process: Structure and Anti-Structure*, London, 1969（富倉光雄訳『儀礼の過程』思索社, 1976年）; E. Shils and M. Young, 'The Meaning of the Coronation', *Sociological Review*, new ser., 1, 1953; C. Geertz, 'Centers, Kings and Charisma: Reflections on the Symbolics of Power', in Id., *Local Knowledge: Further Essays in Interpretative Anthropology*, New York, 1983（梶原景昭他訳『ローカル・ノレッジ——解釈人類学論集』岩波書店, 1991年）。
- 40 J. Richards, '“His Nowe Majestie” and English Monarchy: The Kingship of Charles I before 1640', *Past and Present*, 113, 1986; R. M. Smuts, 'Public Ceremony and Royal Charisma: the English Royal Entry in London, 1485-1642', in A. L. Beier, D. Cannadine and J. M. Rosenheim (eds.), *The first modern Society: Essays in English History in Honour of Lawrence Stone*, Cambridge, 1989.
- 41 R. M. Smuts, *Culture and Power in England 1585-1685*, Basingstoke, 1999, p. 2.
- 42 Dean, 'Image and Ritual in the Tudor parliaments'. また井内太郎「近世イギリスにおける権力と儀礼——the Triumph of Honourに見るテューダー王朝の君主制理念」『歴史学研究』第768号, 2002年, 同『16世紀イングランド行財政史研究』（広島大学出版会, 2006年）第7章「プリヴィ・チェインバーの成立とその意義」, 拙著『名誉としての議席』第2章「議会儀礼」を参照。
- 43 H. S. Cobb, 'Descriptions of the State Opening of Parliament, 1485-1601: A Survey', *Parliamentary History*, 18, 1999; H. Cobb, 'The Staging of Ceremonies of State in the House of Lords', in C. Riding and J. Riding (eds.), *The Houses of Parliament: History, Art, Architecture*, London, 2000.
- 44 K. Sharpe, *Selling the Tudor Monarchy: Authority and Image in Sixteenth-Century England*, Yale, 2009; Id., *Image Wars: Promoting Kings and Commonwealths in England, 1603-1660*, Yale, 2010; Id., *Rebranding Rule:*

- The Restoration and Revolution Monarchy, 1660-1714*, Yale, 2013; L. L. Knoppers, *Constructing Cromwell: Ceremony, Portrait, and Print 1645-1661*, Cambridge, 2000. また岩井淳「コモンウェルスを創出する——ピューリタン革命と政治文化」(『人文論集〈静岡大学〉』第63巻第2号), 2012年も合わせて参照。
- 45 *Conflict in Early Stuart England*, pp. 14-15.
- 46 R. Cust, *The Forced Loan and English Politics 1626-1628*, Oxford, 1987; Id., 'Politics and the Electorate in the 1620s', in *Conflict in Early Stuart England*.
- 47 A. G. Dickens, *The English Reformation*, London, 1964; C. Haigh (ed.), *The English Reformation Revised*, Cambridge, 1987. 詳しくは, 平井正樹「ヘイグのイングランド宗教改革再検討論について」(『東洋女子短期大学紀要』第21号, 1989年), 山本信太郎「イングランド宗教改革史研究をめぐって——『ヒストリカル・リサーチ』A・G・ディケンズ特集号に寄せて」(『西洋史学』第224号, 2006年), 同『イングランド宗教改革の社会史』(立教大学出版会, 2009年), 序章を参照。